

鳥取県林地開発条例

(目的)

第1条 この条例は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）に定めるもののほか、開発者が遵守すべき事項、知事が開発者に対して指導監督を行う際の基準等を定め、もって、森林の有する公益的機能の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 法第10条の2第1項に規定する開発行為（1ヘクタールを超える森林を開発する行為（行為としての一体性を有するものを含む。）に限る。）をいう。
- (2) 開発者 開発行為を行う者をいう。
- (3) 開発許可 法第10条の2第1項の許可をいう。
- (4) 許可計画 開発許可を受けた開発行為の計画をいう。
- (5) 許可条件 法第10条の2第4項の条件をいう。
- (6) 開発行為に係る森林 開発許可の対象となる森林であって、開発行為の計画において土石又は樹根の採掘、土地の開墾その他の土地の形質を変更することとされているものをいう。
- (7) 残置する森林等 開発許可の対象となる森林であって、開発行為の計画において開発行為に係る森林の土地に介在し又は隣接して森林若しくは緑地として残置することとされているもののうち、当該開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。
- (8) 開発行為をしようとする森林の区域 開発行為に係る森林の区域及び残置する森林等の区域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、開発行為に関する法令、この条例及び開発行為に関するその他の規程（以下「関係規程」という。）に定める基準に基づき、開発者に対して適切な指導監督を行い、開発行為に伴う災害等を防止し、森林の有する公益的機能の維持を図るものとする。

(開発者の遵守義務)

第4条 開発者は、関係規程並びに許可計画及び許可条件を誠実に遵守し、開発行為を適正に実施しなければならない。

(開発許可の申請等)

第5条 開発者は、開発許可を受けようとするとき、又は許可計画の内容を変更しようとするときは、知事に申請しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 開発者は、許可計画について前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(開発許可の基準)

第6条 知事は、前条第1項の申請があったときは、法第10条の2第2項及び第3項の規定によるほか、別表に定める基準に従って審査し、適当と認めたときは、開発許可をするものとする。

(開発行為中の手続等)

第7条 開発許可を受けた開発者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる手

続等を行わなければならない。

- (1) 開発許可を受けた場合 許可標識の掲示
- (2) 開発行為に着手した場合 開発行為の着手の届出
- (3) 開発行為の工期を延長する場合 開発行為の工期の延長の届出
- (4) 開発者の住所、氏名等が異動した場合 開発者の住所等の異動の届出
- (5) 開発行為をしようとする森林の区域において災害が発生した場合 災害発生 の報告
- (6) 開発者の地位を承継した場合 開発行為の地位の承継の届出

(変更命令)

第8条 知事は、許可計画に基づいて行われる開発行為が法第10条の2第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を受けた開発者に対し、当該開発行為に係る許可計画の変更を命ずることができる。

(許可計画等の不遵守等に対する指導監督)

第9条 知事は、開発許可を受けた開発者が関係規程又は許可計画若しくは許可条件を遵守していないことを確認したときは、必要に応じて、当該開発者に対して、当該不遵守に係る事項を速やかに関係規程並びに許可計画及び許可条件に適合するよう改善するための計画（以下「改善計画」という。）を提出するよう、当該確認をした日から起算して3日以内に指導するものとする。

2 前項の規定に基づく指導を受けた開発者は、当該指導のあった日から起算して7日以内に、当該指導に係る改善計画を知事に提出しなければならない。

3 知事は、開発者が前項の規定に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命ずるものとする。

4 前3項の規定は、開発許可を受けないで行われる開発行為について準用する。

(監督処分及び措置命令)

第10条 知事は、開発者が次の各号のいずれかに該当し、森林の有する公益的機能の維持のために必要があると認めるときは、当該開発者に対して、法第10条の3の規定に基づき、開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

- (1) 開発許可を受けないで開発行為をしたとき。
- (2) 許可条件に違反して開発行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により開発許可を受けて開発行為をしたとき。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、開発者が次の各号のいずれかに該当し、森林の有する公益的機能の維持のために必要があると認めるときは、当該開発者に対して、開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

- (1) 第8条の規定による許可計画の変更の命令に違反したとき。
- (2) 前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく改善計画の提出をせず、又は改善計画に従って改善をしなかったとき。
- (3) 前条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき命じられた改善計画の補正をしなかったとき。

3 知事は、前2項の場合において、必要があると認めるときは、当該開発者に対して、開発の跡地の崩壊防止施設の設置その他の森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令)

第11条 知事は、森林の有する公益的機能の維持のために緊急の必要があると認めるときは、開発許可を受けた開発者に対し、開発行為に伴う災害等の防止のために必要な措置をとるべきこと、又は開発行為を停止すべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第12条 知事は、開発許可を受けた開発者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定に違反したとき。
- (2) 第8条又は前2条の規定による命令に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により開発許可を受けたとき。

(開発行為の中止又は廃止)

第13条 開発者は、開発許可に係る開発行為を引き続き6月以上中止しようとするとき、又は開発許可を受けた開発行為を廃止しようとするときは、遅滞なく森林の機能回復、防災施設の設置等の必要な措置を講じた後、その旨を知事に届け出て、その確認を受けなければならない。

2 開発者は、前項の規定により中止をした開発行為を再開したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(開発行為の完了)

第14条 開発者は、開発許可を受けた開発行為を完了したときは、その旨を知事に届け出て、その確認を受けなければならない。

(開発行為の状況報告等)

第15条 開発許可を受けた開発者は、毎年4月1日から同月30日までの間に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 開発行為の実施状況
- (2) 防災措置の実施状況
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 前項に規定するもののほか、知事は、この条例の施行に必要な限度において、開発者に対し、開発行為の実施状況に関し、必要な報告を求めることができる。

3 知事は、前2項の報告が提出された場合において、必要があると認めるときは、事業区域（開発行為をしようとする森林の区域及び開発許可の対象となる森林以外の土地であって開発行為に係る事業を実施しようとする土地の区域をいう。以下同じ。）について、当該職員に法第188条第2項の規定に基づく立入調査等（以下「立入調査等」という。）を行わせるものとする。

4 知事は、第1項又は第2項の報告が提出されない場合は、第1項各号に掲げる事項を確認するため、事業区域について、当該職員に立入調査等を行わせるものとする。

5 知事は、開発者から第13条若しくは前条の規定による届出（以下「中止届等」という。）が提出されたとき、又は開発者が第13条若しくは前条に規定する場合に該当しているにもかかわらず中止届等を提出しないときは、事業区域について、当該職員に立入調査等を行わせるものとする。

6 開発者は、事業区域とその隣接地との境界及び開発行為に係る森林と残置する森林等との境界を、境界杭又は境界標識の設置その他適切な方法により明示し、かつ、これらを保全しなければならない。

(許可状況の公表)

第16条 知事は、開発許可をしたときは、速やかに公表するものとする。

(権限の委任)

第17条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第6条の規定は、この条例の施行の日以後にされる開発許可の申請（許可計画の内容の変更の申請を含む。）について適用する。

附 則(平成23年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

開 発 許 可 の 基 準

項 目	基 準
1 一般的事項	(1) 開発行為が、次の要件を満たすものであること。 ア 開発行為の計画の内容が具体的であり、かつ、工程計画が工種ごとに明示されていること。 イ 申請者が、開発行為に係る森林について開発行為の施行の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から開発行為の施行に対する同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められること。 ウ 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等が必要とされる場合には、当該許認可等を受けていること、又は受けることが確実であること。 エ 申請者が、開発行為を行うために必要な信用及び資力を有すること。 (2) 開発行為に係る森林の土地の面積が、当該開発行為の目的の実現のため必要最小限の面積であること（法令等により面積について基準が定められている場合にあっては、これをしん酌して決められたものであること。）。 (3) 開発行為が、当該開発行為と関連して一体的に行われる事業の一部として行われるものである場合には、当該開発行為の計画と当該事業の全体計画との関連を明らかにしていること。 (4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が定められていること。 (5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすことのない

	よう、適切な配慮がなされていること。 (6) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないよう、適切な配慮がなされていること。 (7) 開発行為をしようとする森林の区域内に残置し、又は造成した森林若しくは緑地が適切に維持管理されるものであること。
2 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係）	(1) 開発行為が、原則として現地形に沿って行われるものであること、及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限のものであること。 (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、次の要件を満たすものであること。 ア その工法が法面の安定を確保するものであること。 イ 捨土が適切な箇所で行われるものであること。 ウ 切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質及び法面の高さからみて崩壊のおそれがなく、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。 (3) 切土、盛土若しくは捨土を行った後の法面の勾配が(2)のウによることが困難であり、若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられるものであること。 (4) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられるものであること。 (5) 開発行為に伴う土砂の流出により下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して、災害の発生を防止するために十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられるものであること。 (6) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、災害の発生を防止するために十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられるものであること。 (7) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。 (8) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。
3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係）	開発行為に係る森林の現に有する水害の防止機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加する流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置そ

	の他の措置が適切に講ぜられるものであること。
4 水の確保（法第10条の2第2項第2号関係）	（1）他に適地がない等の理由のためやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保する必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。 （2）周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。
5 環境の保全（法第10条の2第2項第3号関係）	（1）開発行為をしようとする森林の区域において、開発行為に係る事業の目的及び態様並びに当該区域の周辺の地域における土地利用の実態等に応じた森林若しくは緑地の残置又は造成が適切な方法により行われるものであること。 （2）開発行為をしようとする森林の区域の周辺地域における騒音、粉じん等の環境への著しい影響の緩和、風害等からの植生の保全等を図る必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われるものであること。 （3）景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないよう、適切な配慮がなされていること。この場合において、市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小し、可能な限り法面の緑化を図るとともに、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し、又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられるものであること。